

（車両後退通報装置）

**第145条の6** 車両後退通報装置（保安基準第43条の10第1項に規定する自動車に備えるものに限る。以下この条において同じ。）の通報音発生装置の音色、音量等に関し、保安基準第43条の10第2項の告示で定める基準は、協定規則第165号の規則6.に定める基準とする。ただし、協定規則第165号規則14.（14.3.を除く。）に定める基準に適合する車両後退通報装置を備える場合であって、車両後退通報装置の機能、性能等を著しく損なうおそれのある損傷等のないものにあつてはこの基準に適合するものとする。

2 車両後退通報装置の機能、性能等に関し、保安基準第43条の10第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 車両後退通報装置は、当該装置の作動を停止させることができる機能を有さないものであること。ただし、保安基準第44条の2に適合する後退時車両直後確認装置を備えた自動車に備える車両後退通報装置にあつては、次のイからハまでのいずれにも適合する場合に限り、当該装置の作動を停止させることができる機能を有してもよい。

イ 運転者が運転者席においてのみ、車両後退通報装置の作動を停止することを操作できる

ロ 運転者が運転者席において車両後退通報装置が作動しない状態を確認できるもの

ハ 原動機の再始動時にその都度、自動で解除されるもの

二 車両後退通報装置は、自動車の最後部の車軸中心から自動車の最後端の間（自動車の最後部の車軸中心から自動車の最後端が自動車の長さの4分の1を超える場合にあつては、自動車の後端から自動車の長さの4分の1の間）に取り付けられていること。

三 原動機の操作装置が始動の位置にあり、かつ、変速装置を後退位置にした場合に連動して、作動を開始するものであること。

四 車両後退通報装置の通報音発生装置の周囲に通報音の開放部が設けられていること。ただし、協定規則第165号規則14.（14.3.を除く。）に定める基準に適合する車両後退通報装置を備える場合にあつては、この限りでない。

五 車両後退通報装置の機能、性能等を著しく損なうおそれのある損傷等のないものであること。

3 前2項の規定に適合する車両後退通報装置に加えて音声信号を用いる車両後退通報装置を備える場合にあつては、当該車両後退通報装置は、前2項の規定にかかわらず、次の各号全てに適合するものであればよい。

一 音声信号を用いる車両後退通報装置と前項の規定に適合する車両後退通報装置の音の大きさの和は、自動車の後方1mの位置において92dB以下であること。

二 音声信号によるメッセージ内容は自動車が後退することを歩行者等に通報するものであること。

三 第1号に適合しないおそれがあるときは、別添128「車両後退通報装置の通報音の測定方法」により測定すること。

- 四 音声信号を用いる車両後退通報装置は、自動車の最後部の車軸中心から自動車の最後端の間（自動車の最後部の車軸中心から自動車の最後端が自動車の長さの4分の1を超える場合にあっては、自動車の最後端から自動車の長さの4分の1の間）に取り付けられていること。
- 4 次に掲げる車両後退通報装置であつてその機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、第1項及び第2項の基準に適合するものとする。
- 一 指定自動車等に備えられている車両後退通報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車両後退通報装置
  - 二 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられた車両後退通報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている車両後退通報装置又はこれに準ずる性能を有する車両後退通報装置
  - 三 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた車両後退通報装置を有する自動車に取り付けられた後退時通報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車両後退通報装置又はこれに準ずる性能を有する車両後退通報装置